

○真室川町空き家等の適正管理に関する条例施行規則

平成24年6月25日

規則第7号

改正 平成28年3月25日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、真室川町空き家等の適正管理に関する条例(平成24年条例第8号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(立入調査)

第2条 条例第7条第1項の規定による立入調査については、空き家等の所有者等の立会いの下に行うものとする。

(立入調査員証)

第3条 条例第7条第2項に規定する身分を証明する書類は、立入調査員証(様式第1号)によるものとする。

(助言、指導及び勧告)

第4条 町長は、条例第8条第1項の規定による助言は、原則として口頭により行うものとする。

2 条例第8条第1項の規定による指導は、空き家等の適正管理に関する指導書(様式第2号)により行うものとする。

3 条例第8条第2項の規定による勧告は、空き家等の適正管理に関する勧告書(様式第3号)により行うものとする。

(命令)

第5条 条例第9条の規定による命令は、空き家等の適正管理に関する命令書(様式第4号)により行うものとする。

(公表)

第6条 町長は、条例第10条に規定する公表を行う必要があると認める所有者等に、空き家等の適正管理に関する命令違反事実公表予告書(様式第5号)を送付するものとする。

- 2 町長は、公表期日の5日前までに空き家等の適正管理に関する命令違反事実公表前弁明書(様式第6号)により弁明の機会を与えるものとする。ただし、所有者等が口頭による弁明を求めたときは、この限りでない。
- 3 町長は、公表を行うときは、事前に空き家等の適正管理に関する命令違反事実公表通知書(様式第7号)を当該空き家等の所有者等に送付し、当該命令違反事実を閲覧に供するとともに町ホームページに掲載するものとする。
- 4 町長は、条例第10条に規定する公表を行う必要があると認める所有者等が次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、その命令違反事実の公表を猶予することができる。
  - (1) 当該空き家等の所有者等にそれ以外の財産がなく、貧困により生活のため公私の扶助を受けていて、当該財産の相続権利者の援助が得られない相当な理由があり、空き家等を適正に管理することが困難な者又はこれに準ずると認められる者
  - (2) 当該空き家等の所有権等をめぐり紛争中で、正当な所有者等の特定が困難な事案
  - (3) 命令の期限までに改善に至らなかったものの、期限後6ヶ月以内に改善することを書面で誓約した者
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の事由があると町長が認める者(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

#### 附 則(平成28年3月25日規則第7号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

(表)

第	号
立入調査員証	
職名	
氏名	
生年月日	年 月 日
上記の者は、真室川町空き家等の適正管理に関する条例第7条第1項の規定による立入調査をする職員であることを証する。	
	年 月 日交付
真室川町長	印

(裏)

真室川町空き家等の適正管理に関する条例(抜粋)
(立入調査) 第7条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に必要な場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。この場合において、必要があると認めるときは、専門的な知識を有する者を同行させ、客観的な判断を求めることができる。 2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を証明する書類を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第2号(第4条関係)

第 年 月 日  
号

空き家等の適正管理に関する指導書

様

真室川町長

印

あなた・御社が所有・管理している下記の空き家等について調査したところ、危険な状態にあるので、真室川町空き家等の適正管理に関する条例第8条第1項の規定に基づき、速やかに改善するよう指導する。

記

1 空き家等の所在地及び建築物等の概要

所在地 真室川町  
建築物等の概要

2 指導事項

3 改善期限

年 月 日( )

なお、改善措置に着手したとき又は改善措置が完了したときは、遅滞なく連絡すること。

様式第3号(第4条関係)

第 年 月 日  
年 月 日

空き家等の適正管理に関する勧告書

様

真室川町長



あなた・御社が所有・管理している空き家等について 年 月  
日付け 第 号指導書により指導したが、3か月が経過したにも関わら  
ず、現在なお改善を要する状態と認められるため、真室川町空き家等の適正管  
理に関する条例第8条第2項の規定に基づき、下記の措置を講ずるよう勧告す  
る。

記

1 空き家等の所在地及び建築物等の概要

所在地 真室川町  
建築物等の概要

2 勧告事項

3 改善期限

年 月 日( )

なお、改善措置に着手したとき又は改善措置が完了したときは、遅滞なく  
連絡すること。

様式第4号(第5条関係)

第 年 月 日  
第 年 月 日

空き家等の適正管理に関する命令書

様

真室川町長



あなた・御社が所有・管理している下記の空き家等について 年  
月 日付け 第 号により勧告したにもかかわらず、依然として危険  
な状態であることから、真室川町空き家等の適正管理に関する条例第9条の規  
定に基づき、早急に改善措置を講ずるよう命令する。

記

1 空き家等の所在地及び建築物等の概要

所在地 真室川町

建築物等の概要

2 命令事項

3 改善期限

年 月 日( )

なお、改善措置に着手したとき又は改善措置が完了したときは、遅滞なく  
連絡すること。

様式第5号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

空き家等の適正管理に関する命令違反事実公表予告書

様

真室川町長

印

あなた・御社の所有・管理する下記の危険な状態にある空き家等について適正に管理するよう 年 月 日付け 第 号指導書、  
年 月 日付け 第 号勧告書及び 年 月 日付け 第 号命令書により改善を求めてきたところだが、改善の期限を過ぎても改善措置が取られないため、真室川町空き家等の適正管理に関する条例第10条第1項の規定により、下記のとおり命令違反の事実を公表することを予告する。

なお、改善の期限までに改善措置を取ることができなかつたやむを得ない理由等がある場合は、空き家等の適正管理に関する命令違反事実公表前弁明書を公表予定期間の初日から起算して5日前までに提出すること。

記

- 1 所有者等  
氏 名(事業者名及び代表者氏名)  
住 所(事業者所在地)
- 2 空き家等の所在地及び建築物等の概要  
所在地 真室川町  
建築物等の概要
- 3 命令違反の事実
- 4 公表予定期間及び公表方法
  - (1) 公表予定期間  
年 月 日( )から当該空き家等の危険な状態が解決するまでの期間
  - (2) 公表方法  
真室川町で閲覧に供するほか、真室川町ホームページに掲載する。

様式第6号(第6条関係)

年 月 日

空き家等の適正管理に関する命令違反事実公表前弁明書

真室川町長

あて

申し立て人 氏名  
住所 〒

電話番号

年 月 日付け 第 号の空き家等の適正管理に関する  
命令違反事実公表予告書で通知のあった空き家等の適正管理については、次の  
とおりの理由により指定期日までに改善ができなかったもので、弁明します。

<弁明内容>

様式第7号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

空き家等の適正管理に関する命令違反事実公表通知書

様

真室川町長



あなた・御社の所有・管理する下記の危険な状態にある空き家等について、真室川町空き家等の適正管理に関する条例に基づき適正に管理するよう助言・指導・勧告・命令を行ってきたところだが、期限を過ぎても改善措置が取られないため、真室川町空き家等の適正管理に関する条例第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり命令違反の事実を公表する。

記

- 1 所有者等  
氏 名(事業者名及び代表者氏名)  
住 所(事業者所在地)
- 2 空き家等の所在地及び建築物等の概要  
所在地 真室川町  
建築物等の概要
- 3 命令違反の事実
- 4 公表期間  
年 月 日( )から当該空き家等の危険な状態が解決するまでの期間
- 5 公表方法  
真室川町役場で閲覧に供するほか、真室川町ホームページに掲載する。

## 教 示

### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、真室川町長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

### 2 取消訴訟について

この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この決定があったことを知った日(上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6ヵ月以内に真室川町を被告として(訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。)提起することができます。

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号(第5条関係)

様式第5号(第6条関係)

様式第6号(第6条関係)

様式第7号(第6条関係)